

計画作成年度	令和6年度
計画主体	富山県高岡市

高岡市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 高岡市産業振興部農業水産課
所在地 富山県高岡市広小路7番50号
電話番号 0766-20-1321
FAX番号 0766-20-1476
メールアドレス nosui@city.takaoka.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、カワウ、アオサギ、ハクビシン、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	富山県高岡市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）※令和7年1月末実績

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・大豆	79.3万円 0.877ha
カラス	水稲	—
カワウ	魚類（アユ等）	3,636万円

(2) 被害の傾向 ※令和6年度は令和7年1月末実績

<p>①イノシシ 主として夏から秋にかけての水稲の食害や踏み荒らし被害がある。また、農道の法面や畦道の掘り起こし被害も発生している。（農作物被害額：令和4年度163.3万円、令和5年度128.5万円、令和6年度75.3万円）</p> <p>②カラス 主として田植え直後や直播直後の水稲の食害や踏み荒らし被害がある。（農作物被害額：令和4年度6.9万円、令和5年度62.1万円、令和6年度0万円）</p> <p>③カワウ 主として春から秋にかけての放流魚の食害があり、庄川、小矢部川両河川でアユ等が被害を受けている。</p> <p>④アオサギ 田植えから中干し期間中に水稲の踏み荒らし被害がある</p> <p>⑤ハクビシン 主として夏から冬にかけての果樹の食害がある。近年は、民家の天井裏に侵入するなどの生活環境被害も確認されている。</p> <p>⑥ニホンジカ 本市での目撃情報は少ないが、県内での捕獲実績が増加傾向にあり、本市への流入個体数の増加も見込まれる。</p> <p>⑦ツキノワグマ 主な農作物被害は報告されていないが、中山間部から平野にかけて市内での目撃情報が寄せられるほか、フンや足跡などの痕跡が発見されている。</p>

(3) 被害の軽減目標 ※令和6年度は令和7年1月末実績

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	79.3万円 0.877ha	71.3万円 0.789ha
カラス	0万円 —	—
カワウ	3,636万円	3,272万円
アオサギ	0万円 —	—
ハクビシン	0万円 —	—
ニホンジカ	0万円 —	—
ツキノワグマ	人身被害 0件	—

※令和9年目標は現状値10%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																
捕獲等に関する取組	<p>①イノシシ 鳥獣被害対策実施隊員による捕獲檻での捕獲</p> <p>②カラス 野生鳥獣捕獲隊員による銃器での捕獲及び委託業者による捕獲檻での捕獲</p> <p>③カワウ 野生鳥獣捕獲隊員による銃器での捕獲</p> <p>④ハクビシン 農作物又は生活環境に被害が生じた場合、捕獲許可申請者に対し許可証を発行</p> <p>⑤ツキノワグマ 富山県ツキノワグマ管理計画に基づく、野生鳥獣捕獲隊員による捕獲檻での捕獲</p>	<p>平成 30 年度から、各集落で鳥獣被害防止対策に携わる方の中から実施隊員を任命してイノシシの捕獲活動を行っているが、イノシシの捕獲や捕獲個体の処分には大きな労力が必要となっており、実施隊の負担軽減が課題である。</p> <p>また、野生鳥獣捕獲隊においては、高齢化により、隊員数が減少しており、担い手の確保が課題である。</p>																
防護柵の設置等に関する取組	<p>平成 22 年ごろからイノシシによる農作物被害が増加し始め、平成 23 年度から国の補助事業を活用し、イノシシ用の電気柵を整備してきた。</p> <p>また、令和 2 年度から県の補助事業を活用し、イノシシ用の恒久柵の整備を開始した。</p> <p>電気柵の整備にあたっては、毎年度設置研修会を開催し、適正な設置のための指導を行っている。</p> <p>また、恒久柵についても、設置指導を行っている。</p> <p>(イノシシ用電気柵整備)</p> <table border="0"> <tr><td>H23~R3</td><td>223,925m</td></tr> <tr><td>R4</td><td>26,221m</td></tr> <tr><td>R5</td><td>17,519m</td></tr> <tr><td>R6</td><td>17,898m</td></tr> </table> <p>(イノシシ用恒久柵整備)</p> <table border="0"> <tr><td>R2</td><td>1,200m</td></tr> <tr><td>R3</td><td>2,100m</td></tr> <tr><td>R4</td><td>4,780m</td></tr> <tr><td>R6</td><td>1,500m</td></tr> </table>	H23~R3	223,925m	R4	26,221m	R5	17,519m	R6	17,898m	R2	1,200m	R3	2,100m	R4	4,780m	R6	1,500m	<p>高齢化等により電気柵の設置後の管理が難しくなっており、効果を十分発揮するためには、維持管理にかかる負担軽減対策が求められる。</p> <p>恒久柵の整備も含め、侵入防止柵を効果的に整備し、地域ぐるみで維持管理していく方法を検討する必要がある。</p>
H23~R3	223,925m																	
R4	26,221m																	
R5	17,519m																	
R6	17,898m																	
R2	1,200m																	
R3	2,100m																	
R4	4,780m																	
R6	1,500m																	

<p>生息環境管理その他 の取組</p>	<p>地域ぐるみで放任果樹除去や草刈り等の生息環境管理を行うことの重要性について、普及啓発を行っている。</p>	<p>生息環境管理を実施し、有害鳥獣からの農作物被害の防止や人間の生活環境域に寄せ付けない環境をつくる為、令和2年度から生息環境管理実施集落に支援しているが、今後も生息環境管理実施集落を増加させる必要がある。</p>
--------------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

本市における令和6年度（1月末時点）の農林水産業に係る被害金額は3,715万円、被害面積は0.877haとなった。

被害防止計画を策定するにあたり、令和9年度の被害軽減目標を令和6年度比10%減の3,343万円とする。

野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、以下の3つの取り組みを行うことが重要であり、この取り組みを地域ぐるみで行うことで、対策の効果を高める必要がある。

- ① 個体群管理（鳥獣の捕獲）
 - ・ 捕獲隊員及び実施隊員による捕獲活動への支援、狩猟免許取得者への補助
- ② 侵入防止
 - ・ 侵入防止柵の整備、追い払い
- ③ 生息環境管理
 - ・ ヤブの刈り払いや放任果樹の除去等

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

高岡市鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害の防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を市長が任命し、主に鳥獣の捕獲や捕獲個体の処分を行う。 主に、わな猟免許保持者で組織する。
高岡市野生鳥獣捕獲隊	地元猟友会員の中から編成し、農林水産業者等から捕獲依頼を受けて、野生鳥獣捕獲を行う。 被害を防止または発生した場合に、銃猟（ライフル銃を含む銃器）により捕獲を行い、主に、銃猟免許保持者で編成する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イノシシ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲技術の向上のための研修会の開催 ・ 箱わな等捕獲機材の導入 ・ 狩猟免許取得者への支援
8年度	イノシシ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲技術の向上のための研修会の開催 ・ 箱わな等捕獲機材の導入 ・ 狩猟免許取得者への支援
9年度	イノシシ カラス カワウ アオサギ ハクビシン ニホンジカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲技術の向上のための研修会の開催 ・ 箱わな等捕獲機材の導入 ・ 狩猟免許取得者への支援

(3) 対象鳥獣の捕獲計画 ※令和6年度は令和7年1月末実績

捕獲計画数等の設定の考え方

①イノシシ

生息環境管理や被害防除が適切に行われている地域では、捕獲は一定の被害防止効果があると考えられる。富山県イノシシ管理計画（第4期）に基づき個体数の減少を図る。年間捕獲計画数は600頭とする。

（捕獲実績数：令和4年度425頭、令和5年度451頭、令和6年度453頭）

②カラス

被害が許容できる水準に個体数を保つため、農業者等から捕獲依頼を受けて農地周辺やねぐらで捕獲を行う。年間捕獲計画数は1000羽とする。

（捕獲実績数：令和4年度260羽、令和5年度376羽、令和6年度712羽）

③カワウ

庄川、小矢部川両河川で、内水面漁業協同組合が放流した稚魚等が食害を受ける。富山県カワウ管理計画に基づき、漁業等被害が問題化・顕在化しない状況へカワウ個体数を誘導する。年間捕獲計画数は150羽とする。

（捕獲実績数：令和4年度140羽、令和5年度137羽、令和6年度108羽）

④アオサギ

水田の田植えから中干し期間中においてオタマジャクシなどの水中生物を捕食するとき水稲を踏み荒らす被害や、鯉などの養魚場での食害が発生している。

⑤ハクビシン

空き家付近の家屋では生活環境被害が確認されている。追い払いによって被害が見られなくなるケースが多いため、被害状況を勘案して必要に応じて捕獲を許可する。年間捕獲計画数は設定しない。

（捕獲実績数：令和4年度0頭、令和5年度3頭、令和6年度3頭）

⑥ニホンジカ

富山県ニホンジカ管理計画に基づき、被害の状況に応じて、有害捕獲を行う。

⑦ツキノワグマ

富山県ツキノワグマ管理計画（第4期）に基づき、原則として現に被害が発生しているか又は人身被害の発生のおそれがあり、被害防除又は再発防止策を講じてもなお被害を防除できない場合に、県に対し捕獲許可を申請する。年間捕獲計画数は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ	600	600	600
カラス	1000	1000	1000
カワウ	150	150	150
アオサギ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては、通年（狩猟期間含む）で、市内全域において主として鳥獣被害対策実施隊による箱わなでの捕獲を実施する。</p> <p>カラス、アオサギ及びカワウについては、農林水産関係団体から捕獲の依頼を受けた際、被害の状況及び捕獲の時期や場所等を考慮したうえで対応することとし、必要に応じて野生鳥獣捕獲隊による銃器での捕獲を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ツキノワグマやイノシシ等の大型獣が出没した場合に散弾銃では半矢となる可能性がある場合や散弾銃では射程距離が届かない場合にハープライフル銃を使用する必要がある。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ	電気柵（2段） 35,000m 恒久柵 1,000m	電気柵（2段） 35,000m 恒久柵 1,000m	電気柵（2段） 35,000m 恒久柵 1,000m
ハクビシン ニホンジカ	被害状況等を勘案し、必要に応じて整備する。		

(2) 侵入防止柵の管理や追い払い活動等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ ハクビシン ニホンジカ	侵入防止柵の適正管理 のための研修会の開催	侵入防止柵の適正管理 のための研修会の開催	侵入防止柵の適正管理 のための研修会の開催
カラス アオサギ	被害状況等を勘案し、必要に応じて追い払い等を実施する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

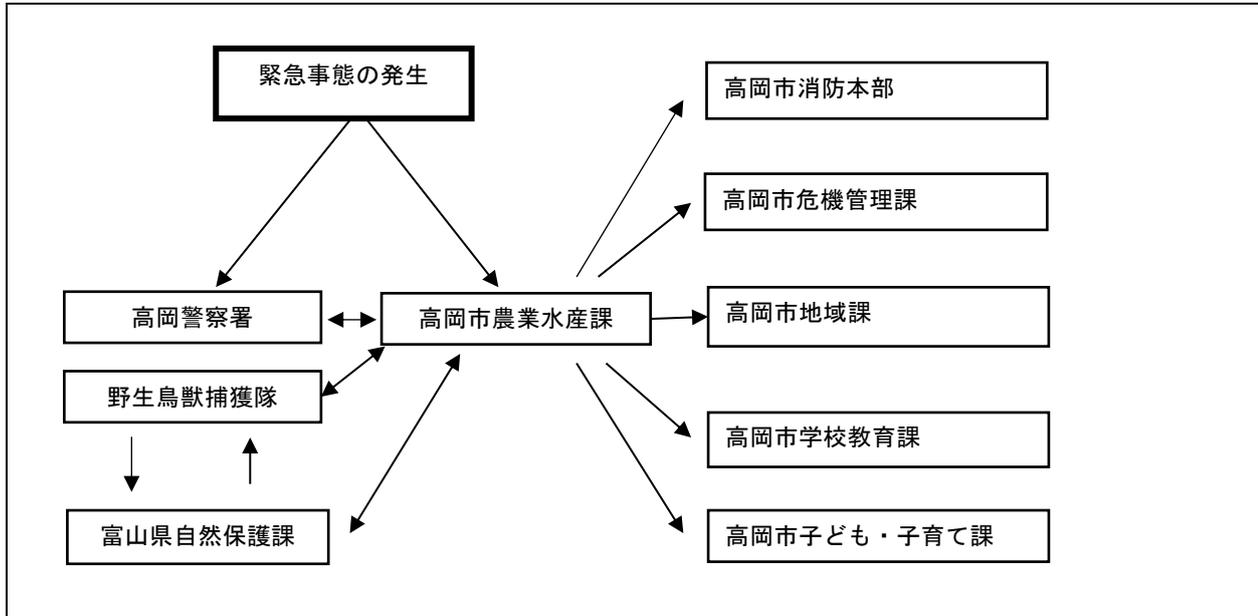
年度	対象鳥獣	取組内容
7年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ ツキノワグマ	・生息環境管理（ヤブの刈り払い、放任果樹の除去等）の重要性の普及啓発
8年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ ツキノワグマ	・生息環境管理（ヤブの刈り払い、放任果樹の除去等）の重要性の普及啓発
9年度	イノシシ ハクビシン ニホンジカ ツキノワグマ	・生息環境管理（ヤブの刈り払い、放任果樹の除去等）の重要性の普及啓発

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富山県自然保護課	緊急捕獲が必要な場合における指示
高岡警察署	パトロール及び住民の避難誘導、警職法の適用が必要な場合における判断および命令
高岡市野生鳥獣捕獲隊	パトロール及び野生鳥獣捕獲
高岡市消防本部	パトロール及び住民の避難誘導
高岡市危機管理課	防災行政無線による地区住民への注意喚起、県立高等・大学支援学校、への注意喚起
高岡市地域課	自治会への注意喚起
高岡市学校教育課	小・中・義務教育・特別支援学校への注意喚起
高岡市子ども・子育て課	保育所、認定こども園、幼稚園への注意喚起
高岡市農業水産課	富山県自然保護課、高岡警察署、野生鳥獣捕獲隊、市の関係各課との連絡調整、報道対応、パトロールの実施、市民への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則として、焼却、埋設又は自家消費により適正に処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉として活用可能な捕獲個体については、食品衛生法や富山県獣肉の衛生管理及び品質確保に関するガイドラインなど関係法令等を踏まえ、獣肉処理加工施設の搬入条件や稼働状況を考慮したうえで、活用を検討する。
----	---

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	高岡市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
生産組合	自衛体制づくりの促進及び鳥獣被害に関する情報の提供
高岡市野生鳥獣捕獲隊	野生鳥獣捕獲の実施及び指導
高岡市農業協同組合	自衛体制づくりの促進及び鳥獣被害に関する情報の提供
いなば農業協同組合	自衛体制づくりの促進及び鳥獣被害に関する情報の提供
庄川沿岸漁業協同組合連合会	自衛体制づくりの促進及び鳥獣被害に関する情報の提供
小矢部川漁業協同組合	自衛体制づくりの促進及び鳥獣被害に関する情報の提供
高岡地域農業共済センター	鳥獣被害に関する情報の提供
富山県西部森林組合	自衛体制づくりの促進及び鳥獣被害に関する情報の提供
富山県鳥獣保護管理協力員	鳥獣の生態に関する情報提供
富山県高岡農林振興センター	鳥獣被害防止に関する指導及び情報提供
高岡市農業水産課	事務局の担当及び協議会の運営
高岡市農地林務課	事務局の担当及び協議会の運営
高岡市地域振興交流課	事務局の担当及び協議会の運営

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
北陸農政局	鳥獣被害及び被害防止技術に関する情報提供
富山県農村振興課	鳥獣被害及び被害防止技術に関する情報提供
富山県自然保護課	鳥獣被害及び被害防止技術に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 30 年 4 月 1 日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。鳥獣被害の防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を市長が任命し、以下の業務を行っている。

- ①被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲等に関すること。
- ②その他鳥獣被害防止対策に関すること。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農作物被害及び水産業被害の防止にあたっては、農業者又は漁業者が中心となって、地域ぐるみで被害防止対策を実施していくことを基本とし、研修会の開催やリーフレットの配布等を通じて知識や技術の普及を図る。

また、人身被害については、未然防止を図ることが重要であるため、関係機関と連携して情報提供や注意喚起を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止計画をもとに関係機関、県、近隣市町村と情報共有を行い、一体的で効果的な防止対策を実施していく。